開成町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年３月５日

開成町長　山　神　裕

開成町条例第１号

開成町議会委員会条例の一部を改正する条例

開成町議会委員会条例（昭和 31 年開成町条例第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（開会の特例） 第 11 条の２　委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下この条において「オンラインによる方法」という。）を活用して委員会を開会することができる。 (1)　大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により、委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 (2)　育児、介護その他のやむを得ない事由により、委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合 ２　前項各号のいずれかに該当することにより、オンラインによる方法によって出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。 ３　オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。	（新設）
（秘密会） 第 16 条　委員会（第 11 条の２（（開会の特例）第１項の規定により開会するものを	（秘密会） 第 16 条　委員会

除く。）は、その議決により、秘密会とすることができる。	は、その議決により、秘密会とすることができる。
２　（略）	２　（略）
（意見を述べようとする者の申出）	（意見を述べようとする者の申出）
第21条　（略）	第21条　（略）
２　前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。	（新設）
３　前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた第１項の規定による申出は、委員会又は委員長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該委員会に到達したものとみなす。	（新設）
（代理人又は文書等による意見の陳述）	（代理人又は文書　による意見の陳述）
第25条　公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法で意見を提出することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。	第25条　公述人は、代理人に意見を述べさせ　又は文書　で意見を提出することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。
（参考人）	（参考人）
第25条の２　（略）	第25条の２　（略）
２　（略）	２　（略）
３　参考人については、第23条（公述人の発言）、第24条（委員と公述人との質疑）及び第25条（代理人又は文書等による意見の陳述）の規定を準用する。	３　参考人については、第23条（公述人の発言）、第24条（委員と公述人との質疑）及び第25条（代理人又は文書　による意見の陳述）の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。